

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)は適切に管理し、医師が診察室等で確認・活用します。

尚、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定致します。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

※上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

医療法人 五星会 新横浜リハビリテーション病院